

私的なコピー、補償金制度・・・

2007年3月15日【c2c:はじめの一步】資料

CPRA 椎名和夫



1. 補償金制度見直しの推移

2003年

【私的録音補償金制度の見直しに関する検討】 4月4日(第1回)、8月28日(第2回)
制度の対象とならない「私的録音」の増大について

2004年

動きなし

2005年

【法制問題小委員会】 4月28日(第3回)、6月30日(第5回)、7月28日(第6回)、9月30日(第8回)
ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関する検討

2006年

【私的録音録画小委員会】 4月6日(第1回)、5月17日(第2回)、6月28日(第3回)、7月27日
(第4回)、9月21日(第5回)、10月17日(第6回)、11月15日(第7回)、
12月20日(第8回)

9月21日(第5回)
補償金制度が補償する範囲(私的に録音が許される範囲)の明確化に関する議論がスタート

2. 「小委員会」での議論の進め方

次の順番で、補償金制度を考えてゆこうということになった。

(1) 私的にコピーが許される範囲に関する検討

現在「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」としか書かれていない部分を、現在の利用実態等を踏まえてより具体的に定義すること。

(2) 私的にコピーが許される範囲に対する補償措置

(1)で明確になった「範囲」に対する補償措置について、具体的な制度の再設計を行うこと。

3. 補償金制度が「補償する」範囲の明確化



私的に録音が許される範囲に関する検討

友達から借りた音楽CDを私的使用のために録音

レンタル店から借りた音楽CDを私的使用のために録音

違法複製物から私的使用のために録音

違法配信から私的使用のために録音

適法なネット配信から私的使用のために録音

を、私的に録音が許される範囲からはずす
ことについて、それほど意見は分かれなかった。

と を、私的に録音が許される範囲からはずす
ことについて、作曲家や実演家は反対。

4. とにはどのようなものが含まれるのか？

友達から借りたCDから、MD、パソコン、ipod、CD-R、メモリー、その他にコピーすること

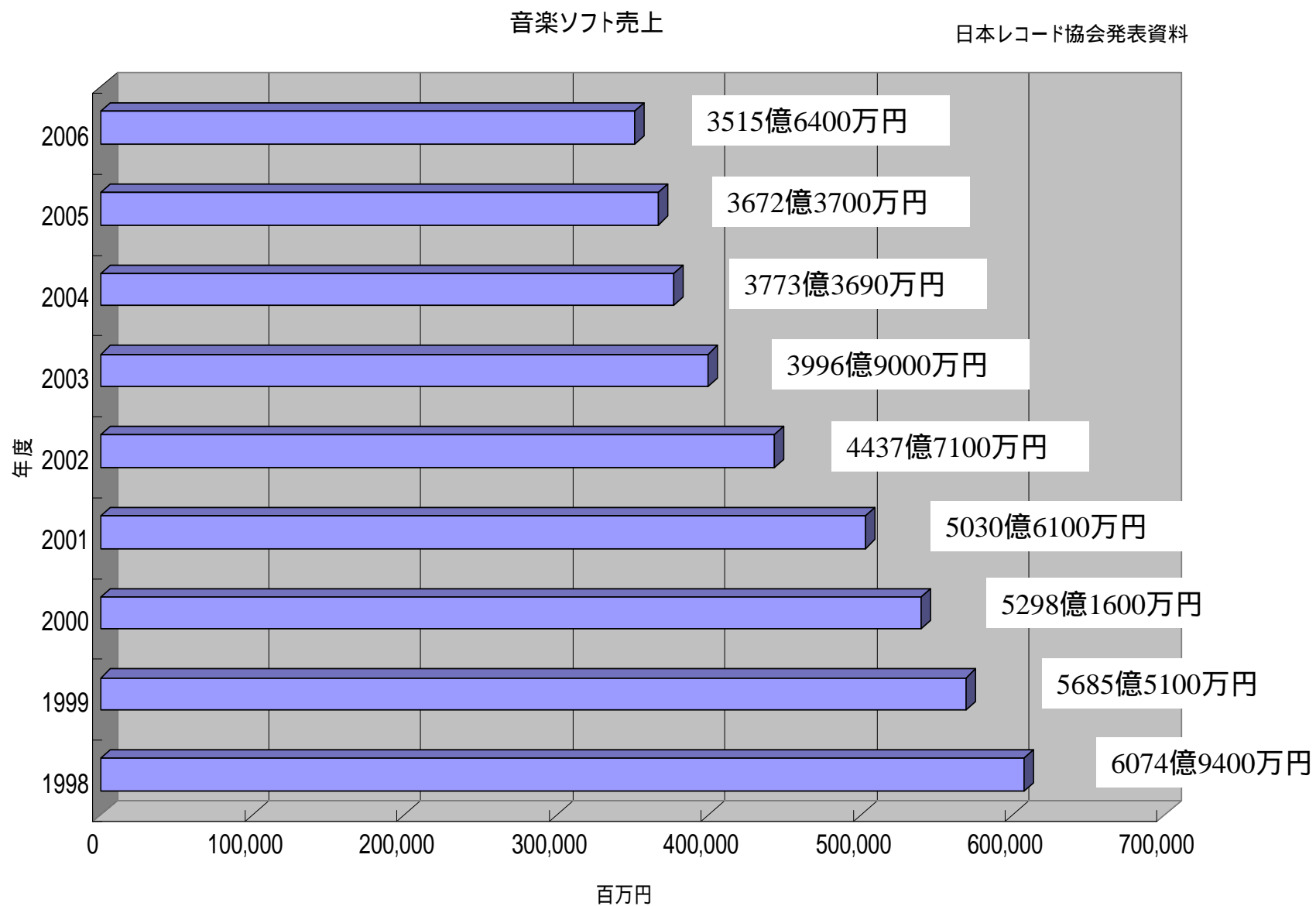
自分のCDから友達のために、MD、CD-R、メモリー、その他にコピーすること

レンタルで借りたCDを、MD、パソコン、ipod、CD-R、その他にコピーすること etc....

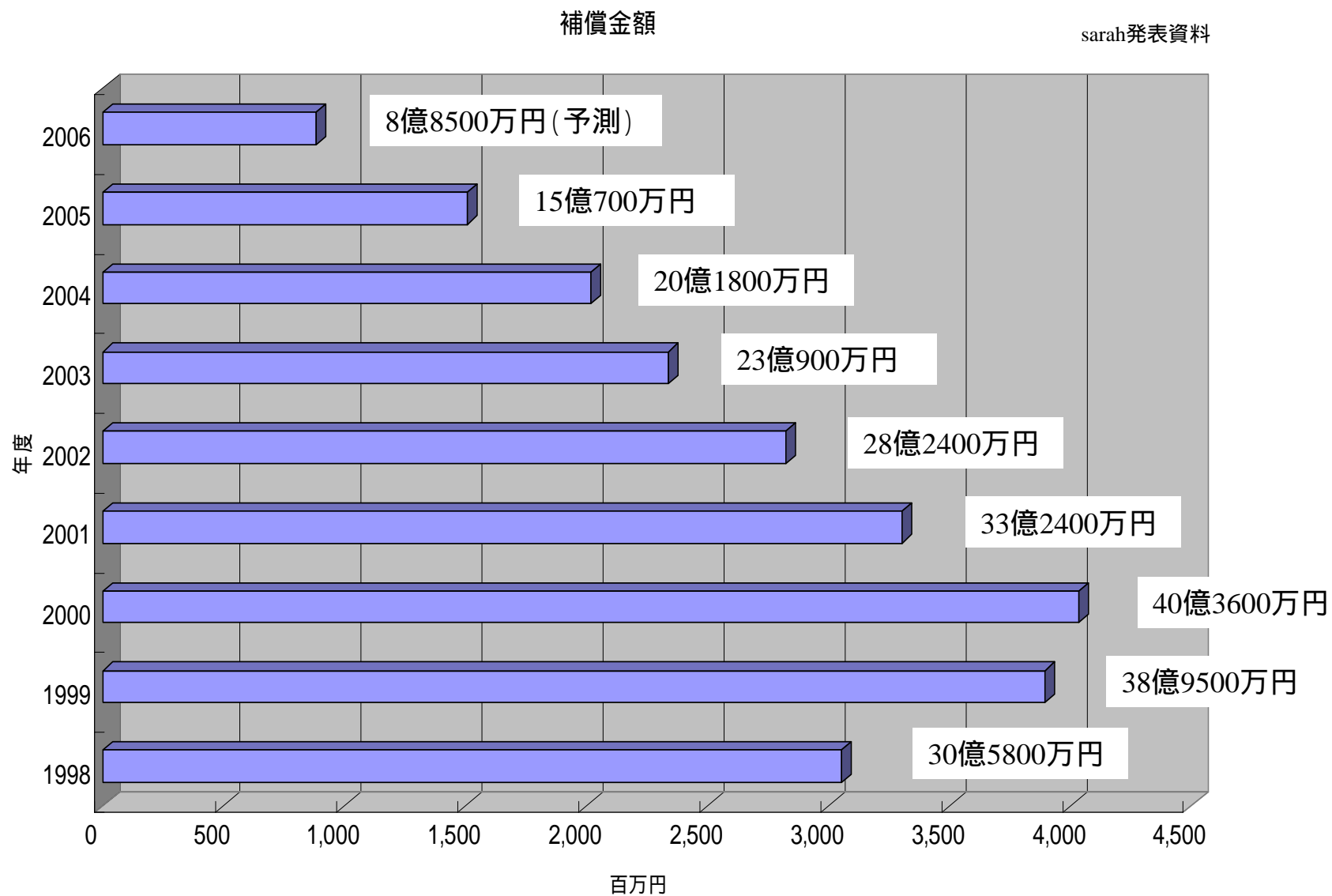
仮にこれらのことが私的に録音が許される範囲からはずされてコピーが禁じられた場合に、音楽に親しむ環境を守ることができるのか

そんなことにならないために考えられた補償金制度ではなかったのか？

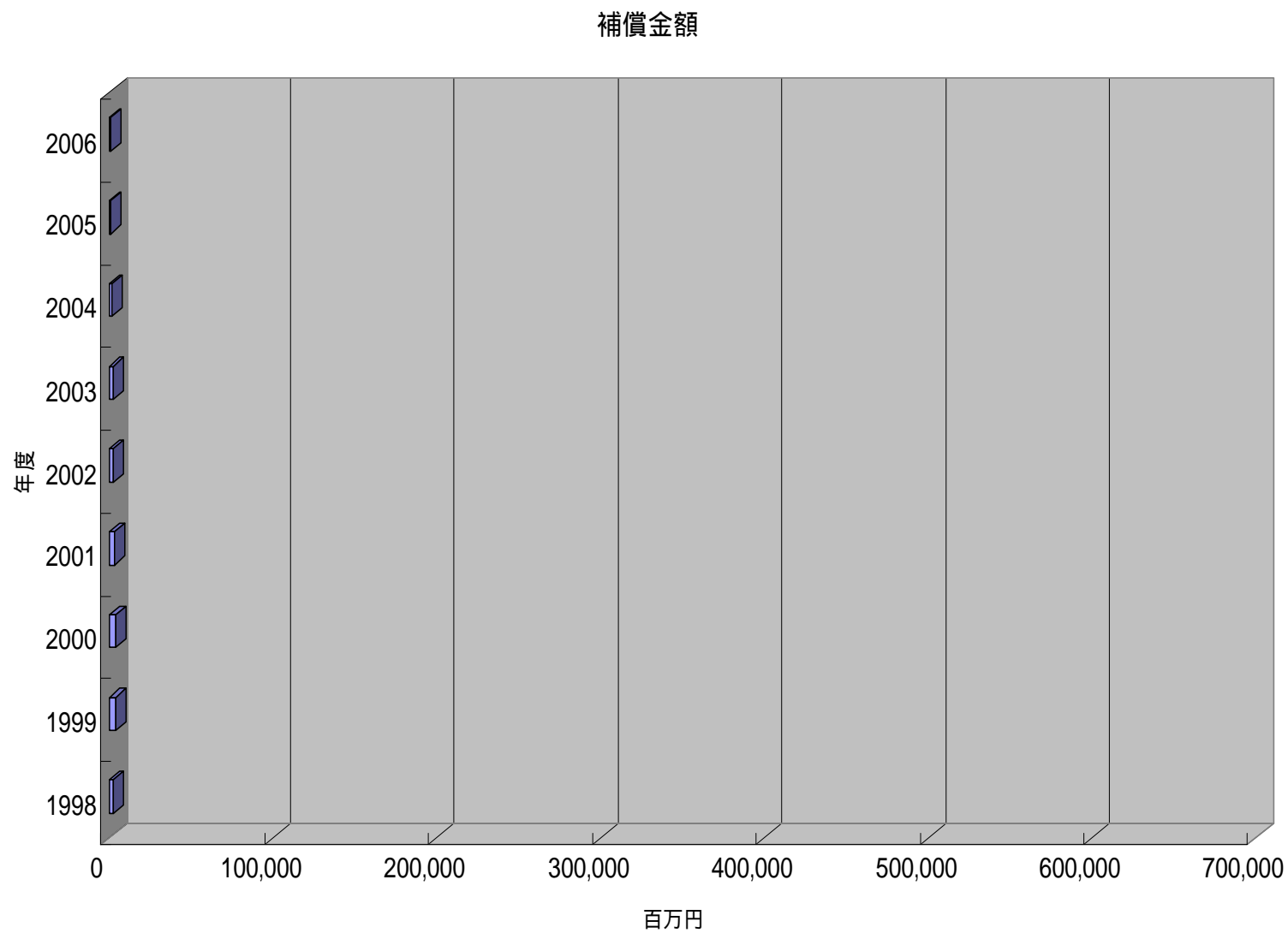
5. 音楽ソフトの売上推移



6. 補償金額の推移



7. 同じスケールで表示してみた

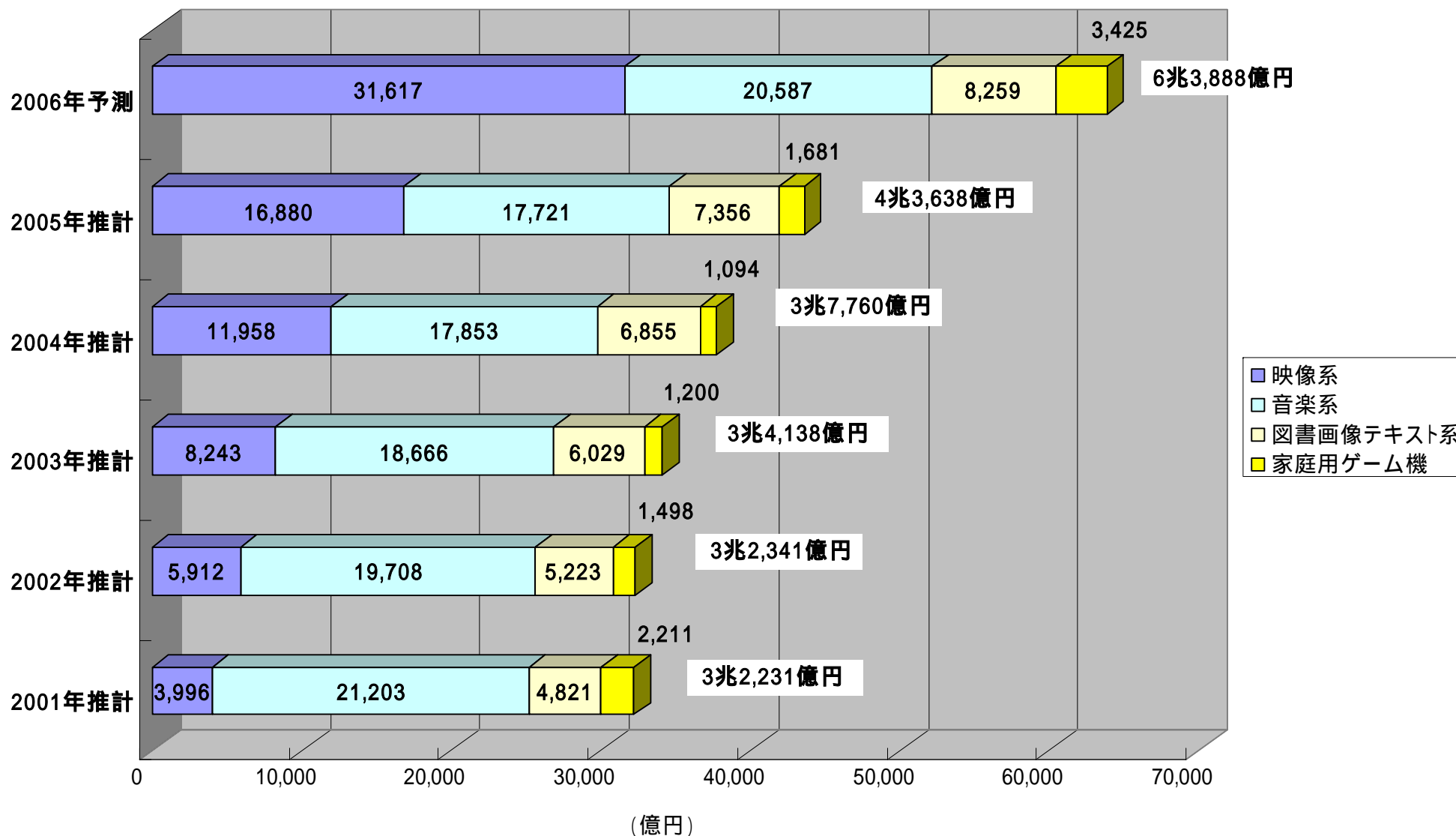


8. 補償金制度そもそも論



プロダクト市場規模

【参考文献】デジタルコンテンツ協会「コンテンツ産業の現状と将来」、デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2006」、内閣府「平成17年度国民経済計算確報及び平成8～15年度遡及改訂結果」



9. 同じスケールで表示してみた



補償金額

sarah発表資料による

